

消防予第 248 号
平成 3 年 12 月 16 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

火災予防条例準則の運用について(通知)

標記準則については、さきに「火災予防条例準則の一部改正について」(平成 3 年 12 月 16 日付け消防予第 247 号消防庁次長通知)をもつて示したところであるが、その運用については、下記事項に十分留意のうえ、適正を期するよう貴管下市町村をご指導願いたい。

記

第 1 劇場等の客席について(第 35 条、第 36 条関係)

1 「いす席の間隔」とは、前席の最高部と後席の最前部の間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあつては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し(図 1 参照)、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定すること(図 2 参照)。

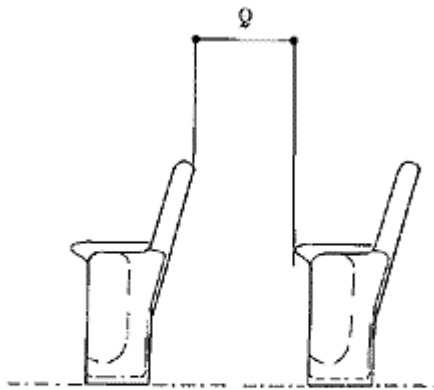


図-1

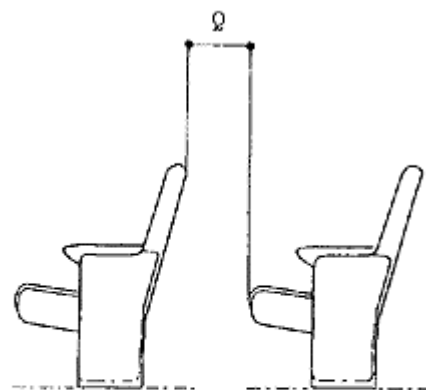


図-2

Q : いす席の間隔

2 いす席の基準席数は、いす席の間隔に応じ、最大 20 席まで認めることとしたこと(表 1 参照)。

表 1 いす席の間隔と基準席数の関係

いす席の間隔(cm) A	基準席数(小数点以下切捨て)
35 以上 47 未満	$8+(A-35)$
47 以上	20

また、片側のみの通路とする場合にあっては、基準席数は表 1 の 2 分の 1(小数点以下切捨て)とすること。

3 各通路の想定される通過人数は、座席配列、出入口の位置、階段の位置等により定まることとなるが、実務的には、劇場の設計者によって計画された座席から出入口までの避難経路について、消防長(消防署長)がその避難計画が適正であるかどうかを判断すること。その際には、基本的に、座席の縦横の列の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましいこと。

なお、算定幅員は各通路ごとに、当該通路のうち、通過する人数の最も多い地点での通過人数に 0.6 センチメートルを乗じた幅員とすること。

4 算定幅員を定めるときに用いる 0.6 cm/人という係数については、従来の条例で規定していた通路幅員と客席との関係を基に、従来と同等以上の安全性を確保できる数値として定めたものであること。

なお、滞留時間としてこの値を評価すると、流動係数を 1.5 人/m 秒としたとき、通路の通過時間は 2 分弱となること。

5 通路の幅員については、3 により算出された算定幅員又は最低幅員(片側のみがいす席に接する縦通路にあっては 60 センチメートル、それ以外の縦通路にあっては 80 センチメートル、横通路にあっては 1 メートルとする。)のうち大きい方を用いることとなるが、各通路のどの部分においても各通路ごとに定まる幅員を下まわる幅員としてはならないこと。

この結果、大劇場等では、通路幅員をかなり広く取る必要があることとなるが、避難計画上劇場の安全性が十分確認できる場合にあってはこの規定によらなくてもよいこと。

6 欧米等にある、いわゆるコンチネンタルスタイルの座席配列(座席の横の列数列以下ごとに出入口を設け、かつ、出入口の大きさを一定以上確保し、さらに、出入口は外部又はロビー等に通じているもの)等で、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められる場合には、最大席数等を増加させても差し支えないこと。

なお、このような特殊な座席配列等により、特例を認めようとする場合にあっては、当分の間、当課まで事前に連絡されたいこと。

7 建設省からも劇場等に係る建築基準条例等の改正に係る通知がされる予定で

あり、建築部局との連絡調整を十分にとられたいこと。

8 劇場等の屋外の客席で、いす背がなく、かつ、いす席が固定している場合については、煙が有効に排出されること、各座席から歩行距離 15 メートル以下で通路に到達することができること、いす背がないことからいす席を超えて前列又は後列の避難経路も利用することができること等にかんがみ、屋内の劇場における基準席数の最大である 20 席までその設置を認めることとしたこと。

第 2 公衆の出入する場所の指定について(別表第 1 関係)

「老人保健施設」は昭和 63 年 1 月 4 日政令第 2 号により、「精神障害者社会復帰施設」は昭和 63 年 4 月 8 日政令第 89 号により、それぞれ消防法施行令別表第 1(6)項に追加されたことから、条例準則においても、別表第 1(6)項に追加し、整合性を図ることとしたものであること。

第 3 経過措置について

改正準則第 35 条第 2 号及び第 5 号の規定については、既存の劇場等が改正後の規定に適合しないときは、なお従前の例によることとすることとしたこと。

これは、既存の劇場等においては、従来の基準に基づく座席配列を認めるとともに、新基準に基づく座席配列への改修も可能としたものであるが、改正後の条文のうち、一部分のみ新しい規定を適用する(例えば、いす席の間隔が 35 センチメートルを超えている場合に、基準席数について新しい規定を適用し、通路幅員については従前の規定を適用すること。)ことは認められないものであること。